

令和8年度 日向市インバウンド広域周遊・滞在型観光モデル構築業務委託 仕様書

1. 業務名

令和8年度 日向市インバウンド広域周遊・滞在型観光モデル構築業務委託

2. 業務目的

本業務は、本市の強みである豊かな自然環境、歴史・文化、食などを最大限に活用し、東アジアを中心とした個人旅行者（FIT）の誘客および滞在型観光を推進することを目的とする。

本市の観光戦略に基づき、広域的な視点を持ったプロモーション、地域資源を活かした観光コンテンツの実装、および旅行者の利便性を高める受入環境の整備を一体的に実施することで、市内での観光消費額の拡大と宿泊客の増加を図る。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

4. 対象地域およびターゲット

(1) 対象地域：韓国、台湾をはじめとする東アジアを中心とする海外市場

(2) ターゲット層

- ・メインターゲット：個人旅行者（FIT）
- ・サブターゲット：デジタルノマド等

※提案にあたっては、宮崎空港からの直行便利用者だけでなく、近隣県の主要空港（福岡空港、阿蘇くまもと空港等）からの入国者や、九州内（大分・阿蘇方面等）を広域周遊する旅行者の誘引など、多様なアクセスルートも考慮すること。

5. 提案にあたっての前提条件（制約事項）

本業務の提案にあたっては、以下の条件を遵守すること。

- (1) 本業務はソフト事業であるため、施設改修や建設等の「ハード整備」を伴う提案は対象外とする。
- (2) 市として別途推進している施策（詳細は別添資料を参照）があるため、本業務においてはこれらと重複する提案を避け、既存プラットフォームへの旅行者誘導施策やOTA（オンライン旅行会社）等への流通支援、民間施設における多言語対応ツールの導入支援等を重点的に提案すること。
- (3) 単年度での一過性・即効性の成果のみを求めるものではなく、中長期的な視点を見据えた持続可能なスキーム（地域事業者の自走化）を提案すること。

6. 業務内容

本業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）および実行体制をあらかじめ明示し、全工程における運営管理（各種進捗状況の把握および報告、個人情報管理、セキュリティ対策等）を徹底するとともに、発注者の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと。

また、本業務は、発注者が提示する以下のテーマに対し、全体戦略を構築し、インバウンドに訴求する最も効果の高い企画（実施手法、ターゲット設定、スケジュール、予算配分、KPI 等）を受注者が提案し、実行するものである。

なお、本業務の詳細な実施内容については、選定された提案内容を基本とし、契約後に発注者と協議のうえで実施計画として策定する。事業実施期間中であっても、事業効果をさらに高めるためのより良い手法がある場合は、随時提案を行うこととし、協議のうえその採用を検討する。

本業務の遂行に係る費用は、すべて委託費に含むこととする。

（1）広域周遊を促進するインバウンドプロモーションおよび二次交通対策

韓国・台湾等の FIT 層の来訪意欲を喚起し、他県・他地域からの広域周遊ルートに本市を組み込ませるための全体戦略を構築し、最も効果の高いと思われる手法を提案・実施すること。

他県ゲートウェイからの旅行者誘引や、本市へのアクセスおよび市内周遊における二次交通の不便さを克服するスキームについても、提案に含めること。なお、二次交通対策にあたっては既存の交通インフラや民間サービスを活用した仕組みづくりを中心とし、必要となる実証実験等の直接経費を含む場合は委託費内での対応とすること。

また、以下の現地 PR 活動については必ず実施すること。

○ 韓国釜山市「グローバルシティツーリズムサミット」における PR 活動

10 月下旬頃開催予定の本サミットは、日向市長（デジタルノマド官民推進協議会会長）が招待を受けているトップセールス場である。したがって、本活動は一般的な旅行博での周知とは異なり、市長の参加と連動してデジタルノマド層等へ本市の滞在・ワーク環境を訴求し、具体的な誘客に繋げることを目的とする。実施にあたっては以下の事項に留意し、必須業務として遂行すること（※日程等の詳細は協議のうえ決定）。

- ・ 現地 PR 活動に必要なサンプル品、配布物、掲示物等の手配、および現地までの輸送（輸出入等）にかかるすべての経費は、本業務の委託費内に含めること。
- ・ 現地 PR 活動時には、現地対応責任者を常駐させ、滞りなく PR 活動ができる体制を整えること。
- ・ 現地 PR 活動を行う前には、上記現地対応責任者と発注者が協議のうえ、PR 内容

の調整を行うこと。

- ・現地活動時には、本市 PR ブースへの来場者の情報収集を行い、その結果を報告書に記載すること。

なお、韓国釜山市以外の対象地域における現地 PR 活動については、市場特性に応じた効果的な手法を契約後に発注者と協議のうえ決定すること。

(2) 滞在・消費拡大に向けた観光コンテンツの実装・販売流通

通過型観光から脱却するため、本市の地域資源を活用して市内に滞在・宿泊し、消費を行う仕組みの全体戦略を構築し、最も効果の高いと思われる手法を提案・実施すること。

提案にあたっては、以下の事項を実施すること。

- ・本市がこれまでに作成した既存の体験プログラムやモデルコース等の観光資源を最大限に活用すること。
- ・既存の観光資源を活用した上で、外国人 FIT 層のニーズに合致するよう磨き上げ（高付加価値化・パッケージ化等）を行うこと、または必要に応じて新たな体験プログラムやモデルコースを造成すること。
- ・テストマーケティングとして、上記により磨き上げ又は造成した商品を海外 OTA 等へ登録し、対象国の旅行者が予約・購入できる状態にすること。

(3) インバウンド受入環境の最適化

外国人旅行者が市内でストレスなく滞在・消費できる環境を整備するための全体戦略を構築し、最も効果の高いと思われる手法を提案・実施すること。

提案にあたっては、以下の受入環境整備に関する支援を提案・実施すること。

- ・市内主要観光地および飲食・宿泊施設等における多言語対応の支援
- ・外国人旅行者および日本人旅行者の双方の利便性向上、ならびに事業者の業務負担軽減および消費機会の損失を防ぐためのオンライン予約・決済手段（キャッシュレス決済等）の導入支援。
- ・Google マップ等における多言語での情報発信・可視化の推進。
- ・デジタルノマド等の長期滞在を想定した、ワーク環境の情報整理および受入体制の構築。

(4) 事業の効果測定と検証

データに基づく客観的な成果測定を行い、今後のインバウンド施策に向けた効果測定レポートを提出すること。

事業全体の最終的な成果指標（KGI）として「観光消費額」「観光入込客数」「市内宿

泊数」の3項目を必ず設定し、ターゲット層ごとに本事業の実施によって見込まれる具体的な増加目標数値を算定して提案すること。

また、その KGI を達成するための過程を測る中間指標（KPI：広告リーチ数、OTA プラットフォームでの商品閲覧数、予約件数等）についても、提案する各施策ごとに分けて設定すること。

（５）その他

①月次ミーティング（オンライン含む）を行い、事業の進捗状況等を報告することとし、ミーティング後、簡潔な記録を作成し共有すること。

②発注者から求められた場合には、月次ミーティング以外でもミーティングを行うこと。

③発注者が必要と判断する軽微な文書等の翻訳作業を行うこと。

「軽微な文書等の翻訳作業」とは、日常的な業務連絡や簡単な資料の翻訳を指し、詳細な翻訳が必要な場合は、別途協議すること。

④適宜、事業遂行に係る方針について協議、助言すること。

7. 事業スケジュール

受注者は、本仕様書に規定する業務内容を履行期間内に実施・完了することとし、事業スケジュールを作成し提出すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案を基に発注者と受注者が協議の上、決定する。

8. 業務完了届の提出

業務完了時に提出する業務完了届については、「6. 業務内容」（１）～（５）中に掲げるものの他、以下①～⑤の内容を網羅しておくものとし、最終的に必要な報告事項については、発注者と協議の上で決定すること。

なお、本業務終了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示に基づき、受注者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。修正した場合は、成果物の差し替えを行うこととする。加えて、本事業で得た各種データ等は、すべて報告書とあわせて電子データにて納品すること。

① 各施策の実施結果と設定した KPI に対する達成度（実績を証明するデータ等の証拠書類を添付）

② 造成・販売された旅行商品に関する実績（商品数、流通先プラットフォーム、予約・送客数等）

③ インバウンド受入環境整備（多言語化、オンライン予約導入等）の実施箇所一覧と効果

④ 位置情報データ等を用いた人流・消費動向の分析結果と本事業の効果検証

⑤ 釜山市等における現地 PR 活動の実施結果および収集した来場者情報の分析

9. 個人情報の取り扱い

受注者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「日向市個人情報保護法施行条例」を遵守するとともに、発注者の定める「日向市情報セキュリティポリシー」及び「日向市情報セキュリティ遵守特記事項書」の規定に従い、適正に取り扱わなければならない。

10. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における成果物の所有権は、当該成果物の引渡し時に発注者に移転するものとし、発注者の事業および発注者が認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。
- (2) 成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、原則として受注者または正当な権利を有する第三者に留保される。ただし、受注者は発注者に対し、本市の観光振興を目的とした広報活動等において、当該成果物を地域・期間・用途の制限なく、無償で独占的に利用（複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、改変等を含む）することを許諾するものとする。
- (3) 発注者は、本業務の成果物を無償かつ自由に二次利用（再編集、他媒体への転載等）できるものとする。ただし、受注者が第三者の著作権や肖像権等を使用している場合は、発注者の二次利用において第三者の権利侵害や損害が発生しないよう、受注者の責任と負担においてあらかじめ必要な権利処理（許諾取得等）を行うこと。

11. 損害賠償

- (1) 受注者は、その責に帰すべき事由により、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負うものとし、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 本業務の成果物の利用等に関し、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者または第三者に不利益および損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (3) 納品データ等に起因して発注者または第三者に損害が生じた場合、受注者が責任を負い、原状回復および賠償等の対応を行うものとする。

12. 再委託の制限

受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ発注者に書面により申し出て、その承認を得なければならない。この場合においても、本業務に関する最終的な責任は受注者が負うものとする。

1 3. 会計処理

受注者は、本業務の実施に関する会計処理について、関係書類を整備し、他の事業等と明確に区分して経理しなければならない。

1 4. 留意事項

- (1) 受注者は、日向市業務委託契約書及び日向市業務委託契約約款及び本仕様書の定めに基づき、業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 受注者は、本契約に基づき発注者から提供された資料等を、本市の許諾なく複写または複製してはならない。
- (3) 受注者は、業務に関連して事故が発生した場合には、直ちに発注者に報告し、その対応措置および措置後の詳細な経過と結果を文書で報告しなければならない。
- (4) 受注者が保有する記録媒体に個人情報や機密情報を記録した場合、業務完了時または契約解除時には速やかにこれを完全に消去しなければならない。
- (5) 電子媒体による納品データは、ウイルス対策ソフト等により検査を行い、ウイルス感染がないことを確認のうえで納品すること。

1 5. 協議

本仕様書は業務の主要事項を示したものであり、記載のない事項や疑義が生じた事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについて発注者と受注者が合意した場合は、受注者は責任をもって充足しなければならない。